公益財団法人東京都農林水産振興財団
製材業供給力強化事業実施要領

制定　令和７年10月３日付７農振財森第690号
一部改正　令和８年８月19日付８農振財森第707号

（趣旨）
第１条　製材業供給力強化事業（以下「本事業」という。）の実施については、公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業実施要綱（令和７年10月３日付７農振財森第688号。以下「実施要綱」という。）及び公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業費助成金交付要綱（令和７年10月３日付７農振財森第689号。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

（事業の内容等）
第２条
１　労働安全衛生対策の強化については、別紙１のとおりとする。
２　製材のＪＡＳ認証取得等の支援については、別紙２のとおりとする。

（事業対象者への助成）
第３条　公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、事業対象者に対し、別紙１及び別紙２に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

附　則
この要領は、令和７年10月３日から施行する。
附　則
この要領は、令和８年８月19日から施行する。

労働安全衛生対策の強化

第１　事業対象者

東京の木多摩産材認証制度における登録事業者のうち、登録の業務区分が製材業者で東京都内に事業所を有する者（以下「製材事業者」という。）、及び多摩木材センター協同組合（以下「原木市場」という。）をいう。

第２　事業の内容

１　労働安全衛生対策の強化

（１）資格取得等経費助成

財団は、製材事業者の労働安全衛生対策のため、別表１に定める経費について助成するものとする。

（２）装備等の支給経費助成

財団は、製材事業者の作業負荷の軽減や労働災害の未然防止を図るため、別表１の要件を満たすものを対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

（３）上記（１）と（２）の経費助成は合計で、12 万円／経営体・年を上限額とする。

第３　事業の実施

１　事業の手続き

提出する書類については、交付要綱に定めるものとする。

（１）申請

助成を受けようとする者は助成金交付申請書を１部提出する。

（２）交付決定

財団は、前号の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成の交付の決定をする。ただし、財団は予算の範囲内で助成するものとし、助成金の交付する額については、必要に応じて調整をするものとする。

（３）実績報告の作成等

交付決定に係る事業が終了後、対象事業者は速やかに実績報告書を提出する。財団は、実績報告書の審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する。

製材のＪＡＳ認証取得等の支援

第１　事業対象者

東京の木多摩産材認証制度における登録事業者のうち登録の業務区分が製材業者で東京都内に事業所を有する者をいう。

第２　事業の内容

１　ＪＡＳ認証取得・更新等に係る支援

（１）ＪＡＳ認証取得・更新に係る経費助成

財団は、製材品等の供給力強化を促進するため、別表４に定める経費について助成するものとする。

第３　事業の実施

１　事業の手続き

提出する書類については、交付要綱に定めるものとする。

（１）申請

助成を受けようとする者は助成金交付申請書を１部提出する。

（２）交付決定

財団は、前号の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成の交付の決定をする。ただし、財団は予算の範囲内で助成するものとし、助成金の交付する額については、必要に応じて調整をするものとする。

（３）実績報告の作成等

交付決定に係る事業が終了後、対象事業者は速やかに別表６に定める資料を添付の上、実績報告書を提出する。財団は、実績報告書の審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する。

別表１　資格取得等に係る経費助

助成の種類	内容	対象者	助成率		備考
資格取得等経費助成	機械運転業務等に係る安全衛生教育、技能講習、及び特別教育等講習受講費、並びに木材産業に係る業務を実施する上で必要となる資格取得費等への助成	製材事業者、原木市場	10／10 以内 （助成上限額 10 万円／人・年）	「労働安全衛生対策の強化」全体で、助成上限額　12万円／経営体・年	・対象講習、資格及び対象経費は別表２による。 ・助成額は、講習受講及び資格取得のために関係機関に支払った額を上回らないものとする。 ・資格取得に係る助成は、試験等に合格して資格を取得・登録した場合、又は高次試験の受験資格を得た場合に助成する。
装備等の支給経費助成	製材事業者等の安全用具購入費等の助成	製材事業者、原木市場	安全用具（個人毎）購入費：１／２以内(助成上限額３万円／人・年) 安全用具（経営体毎）購入費：１／２以内（助成上限額 12 万円／経営体・年）		・経営体の自主的な安全集会やリスクアセスメント等の安全活動の実績報告を提出すること。 ・安全用具（個人毎・経営体毎）の助成費対象用具は別表３のとおり。

別表２　労働安全衛生対策等資格取得助成の対象講習・資格及び経費

区分	対象講習・資格	対象経費
安全衛生教育	車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転業務従事者に対する安全衛生教育	受講料 テキスト代
	フォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育	
	玉掛け業務従事者に対する安全衛生教育	
	はい作業従事者に対する安全衛生教育	
	移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育	
	チェーンソー従事者に対する安全衛生教育	
	騒音作業従事者に対する安全衛生教育	
	熱中症予防のための安全衛生教育	
	職長・安全衛生責任者教育	
技能講習	車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転技能講習	
	ショベルローダー等運転技能講習	
	小型移動式クレーン運転技能講習	
	木材加工用機械作業主任者技能講習	
	玉掛け技能講習	
	はい作業主任者技能講習	
	フォークリフト運転技能講習	
	安全衛生推進者養成講習	
	衛生推進者養成講習	
特別教育	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）の運転業務に係る特別教育	
	小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育	
	フォークリフトの運転の業務に係る特別教育	
	ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	
	玉掛けの業務に係る特別教育	
	クレーンの運転の業務に係る特別教育	
	伐木等の業務に係る特別教育	
	研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	
資格（免許）	木材接着士	試験手数料 登録手数料
	木材乾燥士	
	針葉樹製材乾燥技術者	
	木材切削士	
その他	その他理事長が必要と認めるもの	

別表３　安全用具助成費対象用具

対象用具			備考
個人毎	・保護帽 ・フェイスシールド ・防振・耐切創手袋 ・林業作業用上衣 ・防護チャップス ・防護ズボン ・防護靴カバー ・防護ブーツ ・安全靴	・防護マスク ・安全ベルト ・保護メガネ ・イヤーマフ ・空調服 ・空調ヘルメット ・フルハーネス型墜落制止用器具 ・フルハーネス用フンヤード	・保護帽は、飛来・落下物用として、登録型式検定機関が行う型式検定を受けて合格したものとする。 ・防護ズボンは、ＥＵ安全認証に基づく「class1」以上、防護ブーツは、ＥＵ安全認証に基づく「class1」相当以上のものとする。 ・対象者が自ら雇用する職員が直接身に着けるものに限る。
経営体毎	・救護担架 ・熱中症対策用品		・消耗品は不可
	・ＡＥＤ ・騒音計		・リースまたはレンタル可能

別表４　製材のＪＡＳ認証取得・更新等に係る経費助成要件

助成の種類	内容	対象者	助成率	備考
製材のＪＡＳ認証取得・更新等の支援	製材のＪＡＳ認定取得・更新に必要な手数料、検査料、講習会受講費及び資格取得費等への助成	製材事業者	１／２以内	・対象講習、資格及び対象経費は別表５による。 ・助成額は、講習受講及び資格取得のために関係機関に支払った額を上回らないものとする。 ・資格取得に係る助成は、試験等に合格して資格を取得・登録した場合、又は高次試験の受験資格を得た場合に助成する。

別表５　製材のＪＡＳ認証取得・更新等の支援に係る対象講習・資格及び経費

区分	対象講習・資格	対象経費
人員体制	品質管理責任者講習	受講料 テキスト代
	材面の品質検査担当者講習	
	格付担当者講習	
資格（免許）	木材乾燥士	試験手数料 登録手数料
	針葉樹製材乾燥技術者	
認証	新規認証、年間認定維持費	認証手数料 検査料 試験料 検査員の旅費等
格付検査	格付検査料（２ヵ月に１回）	検査料 検査員の旅費等
その他	その他理事長が必要と認めるもの	

別表６

添　付　書　類	提出部数
認定申請書、認定書の写し	１部
補助対象事業に係る領収書の写し	
その他理事長が必要と認める書類	